

【5】まとめ

【1】『十二遊経』の全体は雑多な印象を与える。【2】で見た釈迦族の起源や菩薩の家族の記述については『根本有部律』系統の資料との類似を示す。しかし【3】で見た釈尊の成道後12年間の記述になると『根本有部律』系統の資料との明確な類似は祇園精舎の位置を除いてなくなり、かわりに大乘経典を背景に踏まえていると見られる記述が目をひく。そして末尾にはこの経が訳者による翻訳というよりも撰述と見られる所以となる諸国の国名の晋における訳語の列挙などがある。また釈尊の12年間の事績について記す部分では支謙と竺法護訳の経典を参照したように思われる箇所もある。

【2】以上のことから考えれば、原典の存在を完全に否定することはできないが、『十二遊経』はやはりインドやその周辺地域に由来する釈尊の雨安居地ならびに事績に関する特定のテキストから漢訳されたというよりも、やはり訳経者が諸資料を参照しつつ撰述したものと見るのが妥当であろう。そもそも『十二遊経』とはいうものの「如是我聞」ではじまるものではないのでインドに由来するとしても経すなわち聖典ではなかったはずである。

釈迦族の起源や菩薩の家族などの記事が漢訳の『根本有部律』と類似していることについては、『十二遊経』の翻訳（撰述）年代からしてこれが参照されるはずはなく、管見では同様の伝承は迦留陀伽以前の漢訳に見出せないため、それはその時点ではいまだ中国に伝わっていなかったと推定せざるを得ない。しかしこのことによって『十二遊経』の全体が中国に存した資料に基づいてまとめられた中国撰述である可能性は否定されても、外国沙門であった訳経者が自らもたらした伝承などを用いたと推測するなら撰述の可能性も否定できない。かならずしも原典テキストを想定する必要はないであろう。

【3】われわれの研究の本来の目的から言えば、雨安居地伝承として見た『十二遊経』の記述が原始仏教聖典資料に基づく釈尊の雨安居地の特定に寄与するか否かという問いに一応の結論を得ておかなければならない。

『十二遊経』の伝承はアッタカターや『僧伽羅刹所集経』その他の雨安居地伝承と年次についてほとんど一致せず、挙げられる地名について多少の類似が見られるに過ぎない。両者の関係が無関係であるとも断じがたいが、『十二遊経』の伝承はやはりひとり異なる系統に属するのであろう。

アッタカターや『僧伽羅刹所集経』などの雨安居地伝承と原始仏教聖典資料との関連についていまだ最終的な結論を得ていないが、たといパーリなどの雨安居地伝承が原始仏教聖典とかかわりを有することがあったとしても、『十二遊経』の釈尊成道後12年間の記述は明らかに大乘経典とかかわっており、原始仏教聖典と直接かかわる記述はまったく見出せない。したがって原始仏教聖典資料に基づいて釈尊の成道後の事績を再構成しようとするわれわれの研究に『十二遊経』の伝承は寄る辺たり得ないと結論されよう。